

防保発第725号
昭和38年7月25日

本部各部課長 殿
各警察署長

項目コード	L 0 6 0 1
保存期間	長期
廃棄年月日	
担当係	銃器安全係

三重県警察本部長

不発弾等の処理について(例規通達)

改正 平7(生保)第2号

(対号)「爆発物件の処理について(例規通達)」
(昭和31年11月30日防保発第
1130号)

不発弾その他の火薬類(以下「不発弾等」という。)の除去および処理(以下「処理」という。)については、従来対号通達により実施してきたところであるが、戦後久しき今日、なお多くの不発弾等が発掘発見されている現状にかんがみ、これら不発弾等による不測の事故を防止して公共の安全を確保するため、今後は、次により処理することとしたからあやまりのないようされたい。

なお、対号通達は、廃止する。

記

1 陸上において発見された不発弾等の処理

- (1) 陸上において発見された不発弾等の処理は、自衛隊法附則第14項の規定に基づき、自衛隊がその権限として行なうものであるから、本県では警察に対し発見または発見の届出があった場合における自衛隊への処理の要請は、警察本部長(以下「本部長」という。)が陸上自衛隊第10師団に対してこれを行なう。
- (2) 警察署長(以下「署長」という。)は、陸上において不発弾等を発見、または発見の届出を受けた場合は、すみやかに別記様式により本部長に電話報告するとともに、自衛隊に対する引渡し等処理完了までの間公共の安全のために必要な警戒処置をとること。
- (3) 自衛隊においては、当面危険度の高いものから逐次優先処理する方針であるので、当該不発弾等の処理につき特に緊急を要する場合は、その旨あわせて報告すること。

2 海域において発見された不発弾等の処理

- (1) 海域において発見された不発弾等の処理は、原則として海上保安庁の要請に基づき、海上

自衛隊が行なうものであるが、陸上自衛隊が代って処理することがあり、この場合には海上保安庁出先機関から警察を経由して、陸上自衛隊に通報を要請してくることがあるので、この場合も1の(1)と同様本部長が陸上自衛隊第10師団へこれを行なう。

- (2) 署長は、前号の不発弾等の処理について、海上保安庁出先機関から協力要請を受けた場合は、すみやかに前記1の(2)に準じて報告ならびに必要な処置をとること。
- (3) 署長は、海域において不発弾等の発見の届出を受けた場合は、すみやかに当該海域を管轄する海上保安庁出先機関に通報し、その通報先から協力要請があったときは、前号に準じて報告および処置をとること。

3 台帳の備付け

警察署には、別記様式の「不発弾等処理台帳」を備え付け、処理経過を明らかにしておくこと。

別記様式

署 長	副 署 長	課 長	係 長	主 任	係	
不 発 弾 等 処 理 台 帳						
警察署		年 月 日 時 分			送信	受信
不発弾等の種類、 形 状、 数 量						
発	年月日時					
見	場 所					
発見届出者の 住 所、 職 業 氏 名、 年 齢						
事 案 の 概 要						
通報先、その他 処 理 状 況						
備 考						